

ホップズの「獲得国家」について

佐々木 高 雄

(1)

激動期のイギリスに生活して国家を論じたトマス・ホップズ¹⁾が——どのような政治的立場に立つかはともかく²⁾——国内平和の実現を求めて著作活動したであろうとの推測は難くない。例えはその証左として、リヴァイアサンを書名に選んだことを挙げられる。ホップズによれば、リヴァイアサンとは太初より在ったものではなく、人間が理性に基づき「人間を模倣」(intro., p. 11)³⁾して作った、しかし人間よりはるかに大きな人工的人間であり、「平和と治安をもたらす」⁴⁾可死の神である。したがって、どのようにそれを造りだすかが平和の行方を決するわけであり、この書名が彼の国家論の執筆意図そのものを表わしていたといえるだろう。

この国家の成立様式としてホップズはふたつを示している。ひとつは「人びとが、ある人または合議体に、それが他のすべての人から保護してくれると信じて、自発的に服従するよう相互に協定を結ぶばあい」(ch. 17, p. 116) であり、いまひとつは「人が自分の子供や孫たちにたいして、もしも服従を拒否すればかれらを破滅させうことによって、かれの統治に服させるというばあい、また戦争によって、敵を、服従するならその生命を助けるといってかれの意志に服従させるばあい」(ch. 17, p. 115f.) である。前者は政治的国家、人為的国家あるいは設立国家と呼ばれ、後者は自然的国家あるいは獲得国家と呼ばれる⁵⁾。両国家は「次の点でだけ異なる。すなわち、自分たちの主権者を選ぶ人びとは、相互の恐怖によってそうするのであって、かれらが設立するその人にたいする恐怖からそうするのではないが、この〔獲得国家の〕ばあいには、かれらは自分たちが恐れるその人に臣従するのだという点である」(ch. 20, p.132)。そして両国家が「いずれのばあいにも……恐怖のために」創設されること、獲得国家においても——父権的支配では「出生によってではなく」(ch. 20, p. 133)、征服者の支配では「勝利によってではなく」(ch. 20, p. 135)——契約を結んで創設されること、また両国家における主権者は「臣民のだれからも権利を侵害したとの非難を受けることはなく、臣民たちに処罰されることもない」(ch. 20, p.

133) ことなど、むしろその共通性が強調されている。

ところがホップズの解釈者たちは、両国家を同じようには把握せず、両者は異次元の問題なりと捉えたり⁶⁾、あるいは充分な検討も加えぬまま、一方の国家を全体系からの逸脱なりと決めつける⁷⁾。国家創設契約の理解をめぐる混乱の原因のひとつがここにあるとするのも誤りではないだろう。

ホップズは「さまざまな国民の君主であって、一方の国では、集会した人民の設立にもとづいて、他方の国では、征服により、つまり、死や枷をのがれるための各個人の服従にもとづいて主権を有するというばあい」(ch. 20, p. 136)を想定することによって、両国家の同一次元性を確認し、両国家とも同じ理論体系に組み込まれていることを示している。仮りに、この行を無視したにしても、彼が意図的に理論体系に矛盾を持ち込もうなどと考えていなかつたことはもとより明白なことであり、両国家概念を可能なかぎり統一的に捉える努力を怠つてならないのは当然の要請に属している。本稿はこの当然の努力をなそうとするものにはかならない。

- 1) Thomas Hobbes は、スペインの無敵艦隊アルマダ来襲のうわさにイギリス国中が脅えきっていた1588年に生を授かり、1679年、92歳で歿した。その一生に、彼は王制→共和制→王制との政体の激変を経験し、しかもそれに伴つて亡命を強いられたこともある。これはまさしく「恐怖との双生児」の生涯であったといえるだろう。
- 2) ホップズの政治的立場については、すでに同時代の人々から、ことに『リヴァイアサン』の執筆意図と関連させてさまざまに評され、攻撃されている。本稿とのかかわりで興味深いのは、ウォリスによってなされた「かれの偉大な『リヴァイアサン』は……逆境に置かれた国王たる主人を見捨て……オリヴァの権原を擁護するために、あるいはその手段のいかんにかかわりなく、首長の座を手に入れうる者すべてのために記された」との非難である。これに対してホップズ自身は、「それ〔『リヴァイアサン』〕は、陛下の多くの誠実な家臣と臣民のために記されたものなのです。彼らは、戦では陛下の陣営に加わり、あるいはその他の方法で陛下の権利と御一身を守るために最大限の努力を払ったのですが、それによって保護……あるいは生計の道を失つてしまい、彼らはあなたの御主人方〔＝クロムウェル一派〕との和解、それに、自らの生命と財産とを救うため、服従の約束を余儀なくされました。そして、彼〔＝ホップズ〕がその書において、彼らの合法性を肯定したのであり、その結果、勝利者に対する武装を非合法としたのです」と釈明し、征服国家についての所説がクロムウェルを直接意識して展開されたのではないことを示している。Considerations upon the reputation, loyalty, manners, and religion of Thomas Hobbes, EW vol. 4, p. 297 f.
- 3) これは『リヴァイアサン』からの引用を意味し、水田洋・田中浩訳、1966年、河出書房版のページを示している。なお引用文中の箇点はすべて筆者による。ホップズがイタリック体で記し、訳文において傍点の付されている箇所が引用文中に多々あるが、引用それ自体が強調であるとの認識から、本稿ではすべて省かれた。
- 4) C. Schmitt, Der Staat als Mechanismus bei Hobbes und Descartes, Archiv für

ホップズの「獲得国家」について

Rechts- und Sozialphilosophie, Bd. 30, Ht. 4, 1937 (長尾龍一訳、p. 12).

- 5) 『リヴァイアサン』では「設立国家」と「獲得国家」が用いられていることとともに、同書がホップズの国家論の最終版とも考えうることから、本稿は同書の表現に従った。
- 6) G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., Darmstadt 1960 (1900), S. 208 (芦部他訳 p. 162) は、設立国家についてはそれを「人間の性質から演繹するところの設定された・合理的な国家」と解するのに対して、獲得国家については「権力関係に基づく、自然的な、歴史的に形成された国家」と捉えている。筆者自身かつて『トマス・ホップズと抵抗権』の研究(=青山法学論集13巻4号、1972年、158ページにおいて、獲得国家を事実面からの説明と解していたが、本稿のように改説するに至っている)。
- 7) ホップズ自身も時とすると「おそらく、このような戦争時代または戦争状態は決して存在しなかったと考えられるかもしれない。わたくしも、全世界にわたって一般的にそうだったのだと信じているわけでは決してない。しかし、こんにちでも、多くの地方で人びとがそのような生活をしている。すなわち、アメリカの多くの地方の野蛮民族は、自然的情欲によって平和状態にある小さな諸家族の統治のほかには、まったく統治というものをもたないで、わたくしがまえに述べたような残酷なやりかたで生活しているのである」(ch. 13, p. 86) と混乱を示しているが、彼の契約論についてのいわば共通理解は——それが歴史上の出来事の叙述ではなく——論理的論考とするところにある。例えば、L. Stephen, Hobbes, Toronto 1961, p. 192, P.C. Mayer-Tasch, Thomas Hobbes und das Widerstandsrechts, Tübingen 1965, S. 46 (三吉敏博・初宿正典訳、81ページ) 参照。そして、このような理解から、さしたる配慮もなく、前注に示されたイエリネクの如き立場をただちにとるとすれば、獲得国家に価値が与えられないのは当然といえるだろう。

M.M. Goldsmith, Hobbes's Science of Politics, New York 1966 は、理性的な「設立が戦争を避け、征服を避ける手段を準備する」(p. 166) ことを指摘して、ホップズの獲得国家への言及を「矛盾」と評し、設立国家こそが合理的であり、「範とすべき方法」(p. 165) と断定する。また F. Tönnies, Die Lehre von den Volksversammlungen und die Urversammlung in Hobbes' Leviathan, Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Bd. 89, 1930, S. 20 Anm. は、獲得国家論を直接軽視しているわけではないが、設立国家を「通常の合理的場合」と評している。

ホップズの国家論における獲得国家の扱いは『法学要綱』→『市民論』→『リヴァイアサン』と、初期のものから順次減少する傾向を示しており、このことが、獲得国家論を退化しそこねた虫垂のように考えさせる原因となっているのかもしれない。

また、D.P. Gauthier, The Logic of Leviathan, Oxford 1969, p. 99 は、獲得国家論がホップズの後期の理論体系とは整合しない旨主張している。

(2)

ホップズの契約論を理解する上で、従来最も熱心に論じられ、したがってさまざま見解の示されているテーマのひとつが“契約当事者はだれか”というものであろう。しかし設立国家論の場合には、ホップズ自身が各人相互間の契約締結を説いたのに続けて「主権者とされる人が、あらかじめ、かれの臣民たちといかなる信約をも結

んでいないことは明白である」(ch. 18, p. 117) と記していることから、この問題についてのそれほどの混乱は存しない。せいぜいレーム¹⁾とリュビエンスキーア²⁾が異説を唱えているにすぎないようである。

レームは『市民論』の一節——「まず個々人どうしを拘束する相互的契約が存し、次に、各人が支配者に負う権利の贈与という拘束が存するため、支配権力は市民の二重の義務、つまり、まず仲間の市民に対するそれにより、ついでその支配者に対するそれにより保全されている」³⁾——を引きながら、「権利の贈与」を契約と考えて、「各人が別の各人と結ぶ契約、つまり、同じ支配機関に服することを各人が各人に約する内容の第一の契約」と「各人が自然状態で有した自己統治権を、その支配機関に委譲するとの第二の契約」から国家は成ると主張した⁴⁾。

「贈与」とは、通常の法学的理義に従えば「当事者の一方が無償である財産を相手方に与える意思を表示し、相手方がこれを受諾することによって成立する契約」⁵⁾であり、片務契約の典型といえる。しかしホップズは独自の観点から、契約について、「二人、あるいはそれ以上の人々が、各自の権利を相互的に譲渡する行為」⁶⁾と定義を下し、『リヴァイアサン』では——この『市民論』の定義を受け継いだ上で——「権利の譲渡が、相互的でなくて、当事者の一方が、それによって、相手またはかれの友人たちから友情や助言をえようと希望し……それを行なうばあいには……これは契約ではなくて、贈与である」(ch. 14, p. 90) と確認する。これは、ホップズが前作の不充分な表現を補足した箇所と読みとれよう。しかも、彼は『市民論』で「贈与」と記したことがらを『リヴァイアサン』では各自の自然権の「放棄」(ch. 28, p. 204f.)と書き改め、その行為の一方的性格を強調するのである。したがって、レームが「第二の契約」と記した「贈与」について、ホップズ自らは契約と考えてはいなかったことが明らかになる。つまり、少なくともレームの観点からでは設立国家における支配者あるいは支配者になる者を国家創設契約の当事者とはみなせない。

リュビエンスキーアは、獲得国家と設立国家という「二つの国家様式は、その成立の外的的形式を通じてだけ区別されるにすぎない」⁷⁾のであって、しかもこの区別すら、ホップズの国家論において「重要な役割りを演じえない」⁸⁾。なぜなら、この二つの国家様式のいずれにおいても——意識されようが、されまいが——「主権者と市民との間で契約が結ばれているに違いない」からである。だから、支配者と結ぶ契約が両国家に共通な要素であるが故に、「まさにこの契約様式のうちにこそ、ホップズの説く国家の本質は見られねばならない」。それに応じて、各人と取り結ぶ契約の意義は低下し、「真の国家創設契約に対する前座」をつとめるにすぎなくなる。真の創設契約

が結ばれると、この国家創設準備契約は、相互的な義務履行の保証という役割りを演じ終え、舞台のそでへ姿を消すとするのである。

このような解釈は、あらかじめ——ホップズの所説とはかかわりなく——契約論のモデルを構想し、ホップズの所説をそれと対決させ、両者に懸隔のある場合には、モデルを基準にホップズを補いホップズを解釈するものにはかならない。そして彼女がそこに考えたモデルは、アルトゥジウスによって代表される見解——各人はまず結合契約を結んで社会を創り、次にはその社会を基盤にして支配契約を締結し、権力をたて国家を完成する——であったと思われる。なぜなら、彼女は彼とホップズとの相違をわざわざ検討して、ホップズにおける両契約が「同時的」⁹⁾に締結されることを指摘し、ホップズの特色を示そうと努力しているからである。しかし、二契約論にあっては、つねに結合契約が支配契約に先行するのであって、その前後関係は確として定まっている。仮りに、ホップズがきわめて近接した時点に両契約は結ばれる旨説いていると解したにしても、アルトゥジウスが両契約間のインターヴァルには言及していない以上、「同時的」が両者の特色を示すものには思えない。

しかも、ここに引かれたアルトゥジウスはモナルコマキの集成者¹⁰⁾と認められる人物である。モナルコマキとは、主としてフランスのユグノーを中心とした宗教戦争時代のパンフレッチャーの総称であって¹¹⁾、臣民は暴君と化した君主に臣従する義務はなく、むしろその者に対しては制裁を加え、時にはその者の殺害すら神意に叶うこととして許される¹²⁾、という激しい主張=暴君放伐論を展開した人々であり¹³⁾、彼らが聖書のほか、しばしば古典古代の事件や作品を引いて自説を補強したことは知られた事実である¹⁴⁾。ホップズは、そのような「ギリシャやラテンの著作者たちは、政治にかんするかれらの書物や論究において人がそれ〔=王の殺害〕をするまえに相手を暴君と呼べば、だれでもそれをすることは、合法的ではめるべきことだ、としている……。すなわち、かれらは、王の弑虐……ではなくて、暴君弑虐……は合法的である、といっているのである」(ch. 29, p. 215)と強い不満を示している。そしてこの行が、ギリシャ・ローマの著作家ばかりか、彼らにならう後代の論客を排斥する趣旨とは考えられないものであるから¹⁵⁾、平和の実現を自己保存と並ぶ最大の価値と捉えたホップズが自ら体験した内乱とモナルコマキとを結びつけ、モナルコマキの見解をここにおいて否認しているものと解しうる。このことの傍証として、ホップズがウィリアム・キャヴェンディッシュ¹⁶⁾とともに大陸へ旅立つ1610年が、フランス国王アンリ四世の暗殺された年に当たり、その犯人は——1605年にイギリス国王ジェームズ一世に対する火薬陰謀事件の場合と同じく——イエズス会士のモナルコマキといわれ¹⁷⁾、これによ

って惹き起こされた混乱がホップズのモナルコマキ嫌悪感を培ったと推測できる時代的状況を挙げられよう¹⁸⁾。そしてモナルコマキの暴君放伐論が支配契約から生ずる相互義務を根拠に主張されていたことを想起すれば¹⁹⁾、ホップズが彼らの立論では平和を望めず、なんとしても支配契約にはよらない国家創設を考案せねばと考えたことは容易に想像できる。したがって、たんに彼が消極的に、形式論理の上で、国家創設前のはらばらな各人を一方当事者とは考ええず、それらのはらばらな各人が支配者との間で契約を結ぶことなど不可能である(ch. 18, p. 117)という理由を挙げる以上に、彼が支配契約の否定に対して積極的に取り組んでいたと捉えなければならなくなる²⁰⁾。ホップズ自身、「かれらすべての人格をになう権利が、かれらが主権者とするその人に与えられるのは、かれら相互の信約によるだけで、かれらのうちのだれかとその人の信約によるのではないから、主権者の側からする信約破棄は起りえない。その結果、かれの臣民はすべて、信約破棄によって〔主権〕は喪失したと称して、その臣従から免れることはできないのである」(ch. 18, p. 117)と支配者に対する責任追及の不可能化と支配契約とが直接関連することを示している²¹⁾。そして、この考えは支配者の不在などの害ではなく、仮令悪い支配者であっても、いないよりはましであると、強い決意をもって随所に示されているのである(例えば、ch. 19, p. 118, 123)。

リュビエンスキイは、先に引いた“支配者が当事者に含まれないのは明らか”とのホップズの言葉に対して、ここが「単に設立国家の成立形式だけを示そうとしたのであって、その内部にある本質を……示そうとしたのではない。設立国家は、なるほど将来市民となる人々の間でだけ結ばれた取りきめを通して本当は完結させられるのであるが、だからといって、これは市民と選び出される主権者との間での契約締結を取りきめ事項とするのを妨げるわけでもない」²²⁾と解釈した。しかし、このような理解は不当であり、その理由は——支配者の問責に関連して——すでに述べられた。結局、設立国家論においては、支配者を当事者から除く通説の理解はきわめて正当と評しえよう。

- 1) H. Rehm, *Geschichte der Staatsrechtswissenschaft*, Darmstadt 1967 (Freiburg i. Br. 1896), S. 242.
- 2) Z. Łubienski, *Die Grundlagen des ethisch-politischen Systems von Hobbes*, München 1932.
- 3) Vom Bürger: deutsche Übersetzung von “De cive”, übersetzt von M. Frischeisen-Köhler, in “Vom Menschen. Vom Bürger”, Hamburg 1966 Kap. VI, art. 20, S. 148.
- 4) Rehm, aaO.
- 5) 我妻栄・有泉享著『民法』II, 1968年、253ページ。
- 6) *De cive*, EW II, II-9, p. 20.

- 7) Łubienski, aaO, S. 139.
- 8) AaO., S. 140 Anm.
- 9) AaO.
- 10) O.v. Gierke, Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staats-theorien, 6. unveränderte Aufl., Aalen 1968, S. 3f. は「具体的な傾向をもった〔モナルコマキの〕論難書やパンフレットにおいてそれまでに述べられていたことがらに、アルトゥジウスが学問的に抽象化された理論の衣服を着せかけた」ことを強調する。アルトゥジウスに対するこのような評価は、K. Wolzendorff, Staatsrecht und Naturrecht, 1916, S. 224ff., H. Fehr, Das Widerstandsrecht, Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung, Bd. 38, 1918, S. 23 ff.,あるいは C. Heyland, Das Widerstandsrechts des Volkes gegen verfassungswidrige Ausübung der Staatsgewalt im neuen deutschen Verfassungsrecht, Tübingen 1950, S. 39 ff. という抵抗権論史を扱った大多数の文献において、ほぼ認められたものといえるだろう。
- 11) R. Treumann, Die Monarchomachen, Leipzig 1895, S. 7 (小林・佐々木訳、12ページ)。
- 12) もっともモナルコマキとは、W. Barclay, De regno et regali potestate adversus Buchananum, Brutum, Boucherim et reliquos Monarchomachos libri sex, 1600 Parisによって、ギリシャ語で「君主」を意味する *μόναρχος* と「闘う人、攻撃する人」を意味する *μάχος* とを合成し、その論敵を駁するための総称として作られ、“暴君ならばいざ知らず、正しき君主に対してまでも攻撃をしかける不逞の輩”とでもいった非難の気持ちを込めて用いられた語といわれる。『モナルコマキ』訳書解題、120ページ参照。
- 13) 暴君放伐論の歴史については、M. Lossen, Die Lehre vom Tyrannenmord in der christlichen Zeit, München 1894 (拙訳「キリスト教時代の暴君放伐論」、工学院大学研究論叢第16号、1978年、77ページ以下) 参照のこと。また、ホッブズと暴君放伐論との関係については、拙稿「トマス・ホッブズと暴君放伐論」(1), (2), 法律時報49巻1, 2号、1977年を参照のこと。
- 14) モナルコマキの中でもっとも著名ともいえるのは Vindiciae contra tyrannos, 1574(?) の著者 Stephanus Junius Brutus であろう。この著者名がカエサル暗殺者 Marcus Junius Brutus (あるいはローマ共和制の創始者 Lucius Junius Brutus) の名を擬したものであることはよく知られている。この一例をもってただけでも、モナルコマキの古典古代志向をかいも見ることはできるだろう。はたして、だれがブルトゥスの名をかたったのか、これは古くから興味あるテーマとして多くの人々によって検討されており、その間の事情は、山下威士・丸山正次著「モナルコマキ研究序説」、埼玉大学紀要(社会科学編)第25巻、1977年に詳しい。
- 15) ホッブズ自身「……歴史の主要で固有な業は、過去の活動についての知識によって、現在においては思慮深く、将来においては先見の明をもつてふるまうことを教えるとともに、それを可能にすることである……」旨語っている。Hobbes's Thucydides, edited with an introduction by R. Schlatter, New Jersey 1975, p. 6.
- 16) William Cavendish, 1591(?)—1628. 後に第二代デヴォンシャー伯となる。ホッブズと王統派とのかかわりを云々する際に、キャヴェンディッシュ家との関係は見落せない。
- 17) 水田・田中訳『リヴァイアサン』解説、486ページ、および前掲拙訳「キリスト教時代の

「暴君放伐論」98、100ページ以下参照。

- 18) H.G. Schmidt-Lilienberg, *Die Lehre vom Tyrannenmord*, Tübingen 1901 ('64), S. 76 は、モナルコマキがホップズの後継者であると捉えている。もちろん、モナルコマキの範囲が常に争いのないわけではなく、ミルトン（1608—1674）までも含めるとすれば、時代的にもなんとかこの見解も正当性をもつうるが、やはりモナルコマキの主流を16世紀に活躍した人々と考えるのがふつうであり、彼の見解は特異である。
- 19) 「支配契約論は、モナルコマキが君主の権利を攻撃する際に携えた主たる武器であった」。Treumann, aaO., S. 53 f. (訳書66ページ)
- 20) H. Warrender, *The Political Philosophy of Hobbes*, Oxford 1966 ('57), p. 130 f. は、ホップズの国家論において、主権者は(i)契約当事者ではない(ii)契約を破りえない(iii)臣民に不法をなしえない(iv)臣民から不法を理由に責任を追及されることがない、との四つの相矛盾する主張がなされるが、彼の真の見解が(iv)であることを、正当なことに、指摘している。
- 21) ホップズの暴君概念の画期的性格については、H. Mandt, *Tyrannislehre und Widerstandsrecht*, Darmstadt 1974, S. 78 参照。
- 22) Łubienski, aaO., S. 142.

(3)

獲得国家における当事者問題は、いささか複雑な様相を呈している。その原因は、ホップズが、①各人は自分たちに恐怖を与える征服者あるいは父権的存在と契約を結ぶことと並べて、②両国家における支配者の地位権限に変わりのないことを明記しているところにある。①は従来の、中世來の支配契約論的発想ともいえようが、②は、新しい、ホップズに特有な考えに思われる。彼が設立国家論において支配者の絶対性を求め、そのいわば制度として、臣民による支配者の責任追及の不可能性を考え出したのであったとすれば——獲得国家論において急に支配者の問責に关心を持ちはじめたのであればいざしらず——このふたつ①と②は衝突する。しかもこれに加えて、ホップズは獲得国家とは「人びとが個々に、あるいは多数の者が集まって、多数決によって、かれらの生命や自由を思うまさにできるような人または合議体のあらゆる行為を……権威づけるばあいをいう」(ch. 20, p. 132)と定義し、個別的服従と集団的服従との二様あることを語っている。ここにいわゆる集団的服従が、はたして設立国家の場合と同じであるかはともかく、少なくとも個別的服従については、設立国家論には見られない様式であるといわねばならない。そのため、この個別的締結に関する記述も獲得国家の理解をむずかしくしているといえるだろう。

ところが、これらの矛盾はホップズが『リヴァイアサン』の第17章から第20章までに記した両国家の形成過程の説明のみをもってしては解きえない。多くの論者が獲得

ホップズの「獲得国家」について

国家論を安易に切り捨てるこことによって解決をはかったその原因是、まさにこのように限られた範囲での検討に終っているからではなかろうか。そこで本稿では、獲得国家における当事者問題をしばらく未解決にしたまま、「リヴァイアサンの素材」(intro., p. 11) =人間にまでたち返って検討を加えたい。

ホップズによれば、「自然は、人間を身心の諸能力において平等に作った」(ch. 13, p. 83)のであって、そのために、各人の「目標達成についての希望の平等性が生じる。それ故、だれか二人の人が同じことを意欲し、しかも双方がともにそれを享受することが不可能だとすると、かれらは敵となり、かれらの目標（それは主として、かれら自身の保存である……）に至る途上で、互いに相手を滅ぼし、または屈服させようと努力する」(ch. 13, p. 84)。各人間には不信がはびこり、「この相互不信から自己を守るには、だれにとっても、先手を打つことほど適切な方法はない」。したがって、「人びとは、すべての人を威圧しておく共通の力をもたずに生活しているあいだは、かれらは戦争と呼ばれる状態にある」(ch. 13, p. 85)。このような「各人の各人にたいする戦争」の状態、あるいは「人が人に対して狼」¹⁾の状態が自然状態である。

自然状態には「継続的な恐怖と暴力による死の危険とが存在し、人間の生活は孤独で、貧しく、険悪で、残忍でしかも短い」(ch. 13, p. 85)。「共通の力が存在しないところに法はなく、法のないところに不正義はない。強力と欺瞞とは戦争においては二つの主要な徳である」(ch. 13, p. 86)。しかし「むろんそこから脱却する可能性はある」(ch. 13, p. 87)。つまり「死への恐怖」などの情念と、理性によって示唆された自然法が自然状態を脱け出させることとなるのである。

ホップズは『リヴァイアサン』において19の自然法を示したが、それらはすべて自己保存という自然権の実現を目的とする。とりわけ重要とされる最初の二つの自然法においては「各人は、平和を獲得する望みがかれにとって存在するかぎり、それへ向かって努力すべきであり、そしてかれが、それを獲得できないときには、戦争のあらゆる援助と利益を求めかつてよい」(ch. 13, p. 88)こと、および「人は、他の人びともまたそうであるばあいには、平和と自己防衛のためにそれが必要だとかれが思うかぎり、すすんですべてのものごとにたいするかれの権利を捨てるべきであり、そして、他人が、かれにたいしてもつことをかれが許すような自由を、他人にたいして自分がもつことで満足すべきである」ことが示される。その結果、各人は契約を締結したのである。

ここにおいて重要なことは、平等者間の闘争を終結させるのは、より強い、不平等者の存在である。つまり、支配者となる者については自然権の放棄が求められていないの

であるから²⁾、各人のみが狼の権利を放棄し、唯一者だけが狼の状態にとどまって狼の権利を保持しつづけるわけである。しかも、支配者は自らの狼の権利ばかりか、人々の力を合成した力をもあわせ持つことによって³⁾ 絶対的な存在となり、平和の実現が可能になる。このホップズの平等な人間観は、両国家概念に共通するはずのものであり、両国家の理解にはつねに考慮されなければならない要素である。それでは、平等な人々の間にどのようにして不平等者が生み出されるのか。これが次の問題であろう。

- 1) De cive, p. ii.
- 2) 「臣民たちがその権利を主権者に与えたのではなくて、ただ、かれら自身のものを放棄することによって、主権者が、かれら全体の維持のために適當だと思う通りに、かれ自身のものを用いるのを強めたのである」(ch. 28, p. 204 f.)。
- 3) 「人間のもつ力のうちで最大のものは、できるだけ多くの人びとが、同意によって、自然的なまたは社会的な一人格に結合された力の合成功力である」(ch. 10, p. 59)。

(4)

設立国家論によると、自然状態からの脱出を望む人々は、国家を創設し支配者を定めて、その者に対して「同意によって主権を与え」る(ch. 18, p. 116)ために集会する。この集会は、ふつう、原集会と呼ばれるが、この原集会においてその参加者は「多数決によって」支配者とすべき人を選び出し、その者に「賛成投票した者も反対投票した者もひとしく」その者に支配者としての権威を認め、その者に服従する。これによって国家は設立されるのであるが、自然状態にある者がすべて原集会に参加したわけではない。この点には注意すべきである。各人は「かれの判断と理性において、そのためにもっとも適當な手段だと思われるあらゆることを行なう自由」(ch. 14, p. 87)を持つのであるから、死への恐怖をまだ充分には感じていない者、つまり国家創設の必要に迫られない者は自然状態にとどまることこそ最善なりと判断して原集会に加わらない⁴⁾。逆にいえば、原集会への参加者はすべて国家創設についての意欲をもつ者たちであり⁵⁾、国家創設、つまり支配者を特定してはいないが、権力一般の創設については——あえて述べれば——参加者の全員一致の合意があるのである⁶⁾。したがって、原集会における仕事は支配者にすべき者の選任に限られ、原集会がだれを支配者に選出しようと、その者を原集会の参加者が支配者に戴くのは、合議というものの特質上当然といわなければならず、ホップズもこのことを確認したにすぎない。具体的な支配者の選任は、ホップズの理論において国家創設行為の完成のために不可欠であるから⁷⁾、これから支配者を選任するための機会=原集会はもちろん「国家そのものではない」⁸⁾が、原集会の開催は「国家創設の原理的前提」⁹⁾として抽

ホップズの「獲得国家」について

象的権力の構成された状態であり、自然状態とは区別すべき段階に至ったことを示している。これを準国家状態と名づけ、両国家論を対比する際の共通項に利用したい。

ところで獲得国家論とは、服すべきその人への恐怖を契機に形成される国家についての理論であった。これは自分よりも強い者の存在を知る状態を前提とするのであって、各人は「身心の諸能力において平等」という人間観とは、一見したところ対立する⁸。しかし、そう解するのは正しくない。なぜなら、人間をあくまでも平等と捉えておいても、父権的存在も征服者も、ともに既に主権をもつ者であり、既述のように、臣従する者たちの結合から生じる力を自己の力に加えた合成功力をもつてゐるから、自然状態に置かれた一個人より——客観的に見れば——強いのは当然といえるからである。換言すれば、獲得国家論においては、設立国家論のように、まったく新しい国家の創設が問われているのではなく——臣民の側からすれば——既存国家への参加の問題が扱われているといえるのであって、ホップズの説いた平等の自然状態から説明が始められていなくとも、なんらその人間観との間に齟齬は生じない。それでは、獲得国家の出発点、つまり父権的存在や征服者にこれから服従するか否かを検討している状態をどのように解したらよいのだろうか。

まずここにはっきりしていることは、この状態には保護を与えてくれる権力がまだないのであるから国家状態ではない点である。しかし、強い者に脅えている以上、平等者間の、純然たる意味での自然状態でもないといえるだろう。これを——先の準国家状態との命名に対応させ——準自然状態と呼んでおく⁹。

獲得国家論はこの準自然状態から議論が展開されるため——この限りでは当然のことながら——支配者となる程に強い者があらかじめ知られている。したがって、支配者を選定するための準国家状態概念など不要に思われるかもしれない。しかし、各人は、平和を望んだが故に恐怖を与えていた者への服従を決意したのであるから、一般的・抽象的権力の——主観的には——創設が具体的人物の特定に先行する。つまり、準自然状態においてある者=Aに恐怖を抱いたにしても——そのAと契約するまでを子細に検討すれば——生命に対する保障のない自然状態を脱け出、国家状態への移行を望み、自己の自然権の放棄に合意し、あるいは放棄の決意をしたことによって、まず準国家状態に身を置き、次には現に恐怖を与えていたAを支配者として認めると考えるべきに思われる。

このような考察をすることによって、両国家は接近する。しかし、平等な各人から説き起こされた設立国家にはたして準自然状態概念を適用しうるのか、これを検討しておかなければならない。この概念を用いて設立国家をも説明することができて、は

じめて両国家を同一平面の問題とみなしうるようと思われる。

ホップズの叙述によれば、支配者に任命される要件としては、ただ「人びとを、外敵やかれら相互間の侵害から守り、またそれによって、人びとが、みずからの労働と土地からの収穫物でその生命を支え、快適な生活を送ることができるように保護してやれる能力」(ch. 17, p. 115) の有無のみが挙げられているにすぎない。しかも、設立国家は純然たる平等者間の自然状態から論じはじめられているのであるから、この自然状態においては、各人は支配者とすべき人物を特定することなどとうていできない。しかし、平和を求める各人が何の準備もせずにいきなり原集会を開催するのではなく、各人はあらかじめ、この人なら支配者として自分の生命を守ってくれるだろうと、わざかばかり強い者⁹⁾を探し出し、いわば腹案をもって原集会に臨むと考えれば、まさにこの段階が準自然状態と呼ぶことのできる・国家のない、しかし不平等者の存する状態といえるだろう。このように設立国家に準自然状態を想定したことによって、両国家概念は同一次元の問題として——ホップズの主張を率直に受け容れて——考察できるようになる。

- 1) Mayer-Tasch, aaO., S. 83 ff. は、ホップズの理論において抵抗権の認められる場合を(i)原契約を結ばないとき(ii)原契約の効力を期待できないとき(iii)原契約を破棄したとき、および(iv)自己防衛権行使のときと整理した。彼は(i)を「障壁の中の狼」との表題で扱い、ほとんどの人が原契約を結び、国家を創り国家状態に入ったにもかかわらず、ごく少数の人びとが契約締結に反対して自然状態にとどまつたとすると、それらの者を国家という障壁がとり囲んでいるかの状態が生まれ、その国家からそれらの者の服従を求めて強力が用いられた場合に、それらの者にはそれに抗うことが抵抗権行使の一場合として認められると説明した。しかし、契約を結ばなかった者は自然状態に在る狼であり、その狼の権利=自然権を行使するにすぎず、これを抵抗権と捉えるのは不適切としなければならない。この点については、すでに指摘した。前掲「トマス・ホップズと暴君放逐論」(2)、法律時報49巻2号、55ページ参照。それにもかかわらず、マイヤータッシュは従来あまり扱われることのなかった観点、すなわち物理的領域としての国家内に在る不服従者の問題を検討しているのであり、この点については公平に評価しなければならない。
- 2) 「もしもかれが、合議する集会に、自由意志によって参加したのならば、かれは、そのことによって、多数者の定めることを守る意志を十分に示した（したがって暗黙のうちに信約した）のであって、そこで、もしもかれが、それを守ることを拒否したり、かれらの命令のうちのどれかに抗議したりすれば、かれは自分の信約に反したこと、したがって不法な行為をなすわけである」(ch. 18, p. 118)。
- 3) 福田歓一『近代政治原理成立史序説』、1971年は、『リヴァイアサン』の第17章の記述と第18章の記述との相違に着目し、第18章における多数決原理の導入を「明らかに新しい要素」(p. 322) であると判断するが、しかしこれはホップズを「近代的にしながら……かえってその全契約理論を混乱に、ついには破産に導くもの」と評している。その際「ホップズは全員一致の問題を集会の討議を俟たず、たんに集会への参加によって処理しようと

ホップズの「獲得国家」について

さえする」(p. 323) ことを指摘し、そのために「個人はまったく合意の表示なくして政治社会に入り、主権者、否主権者とおぼしき暴力に盲従する以外に、自己保存の道を失わざるをえない」(p. 324) と批判する。しかし、福田教授の指摘される第17, 18両章の記述の違いが、ホップズの理論にとって致命的か否か疑い深い。仮りに「討議を俟たず」政治社会に入れることに難があるとすれば、原集会において採決され、「政治社会へ入ろう」との全員一致の結論がなされたと考えてもすむように思われる。つまり、政治社会に入る意欲をもつ者たちのみによって開かれるのが原集会であり、そのような者たちによって議決をなせば全員が一致することとなって、「原集会への参加即政治社会入り」と考える場合と同じになる。

このような思考法は技巧的で非現実的と思われるかもしれない。しかし、かつてわが国の内閣の運営に関して、閣議は全員一致によるべしとの見解が存し、かつ多数をなしていいたことを想起すべきである。この見解によれば、全員一致など容易に達成しうるのであって、その困難を理由とする攻撃に対しては、あくまでも反対する閣僚には首相の大臣任免権（憲法68条）を行使して罷免した後に採決すべしと説明していたのである。原集会における全員一致の問題と酷似するのではないかろうか。

しかし、いずれにしても原集会はフィクションである。ここに閣議の例をもちだすまでもなく、ホップズの欠を、少しでも合理的に補うことは許されているように思われる。

- 4) Gierke, Althusius, S. 378 は、契約締結と同時に國家が成立することを述べるが、具体的な支配者の任命をもってようやく国家が完成すると考えるべきに思われる。ホップズは「共通の権力を樹立するための唯一の道」として「一人の人あるいは合議体を任命して、かれらの人格をになわせること」(ch. 17, p. 115) を挙げている。

このような国家の成立時期にかかる議論がこれまで熱心にくりひろげられてきたが、それは主として“なぜ権力の存しない自然状態における原契約が人々に対する拘束力をもちうるのか”との疑問に答えるためであったといえるだろう。しかし、この問題は——ホップズに限らず——契約論が一般にかかる内的矛盾であり、深入りは無益に思われる。ここでは、Jellinek, aaO., S. 216（訳書166ページ）によても指摘された「素朴な前後転倒」として受容しておいてもよいのではなかろうか。

- 5) Tönnies, Thomas Hobbes: Leben und Lehre, 3. vermehrte Aufl., Stuttgart 1925, S. 240.
- 6) AaO., S. 238.
- 7) Gauthier, op. cit., p. 118 は、獲得国家における契約が不平等者間で結ばれることを指摘するが、設立国家について示された自然状態とは「明らかに比較しえないものがある」と処理している。また、J. Laird, Hobbes, New York 1968 ('34), p. 209 も参照のこと。
- 8) Tönnies, aaO., S. 215 f. は、ホップズの自然状態には二様あることを指摘し、理論的な「合理的概念」としてのそれと、征服者あるいは父（母）権とかかわる「経験的概念」としてのそれとを区別する。前者は設立国家論の、後者は獲得国家論の自然状態にそれぞれ対応させられているが、理論と事実という次元の異なる問題として扱われており、本稿の態度と同じではない。なお、太田可夫『イギリス社会哲学の成立と展開』（水田洋編）、1971年、206ページも自然状態を二分して捉えている。
- 9) 本稿では、自然状態における平等な人間観を基礎に論述が進められているが、しかし完全な平等を前提としているわけではない。ちなみに、ホップズは「ときには他の人間よりも

佐々木 高 雄

明らかに肉体的に強く、あるいは機敏な精神の持主があるとしても、しかもなお、すべてをひとまとめにして考えると、人間同士のあいだには……はなはだしい差異はない」(ch. 13, p. 83) 旨語っている。

(5)

これまででは、国家の成立過程について、恐怖を抱く各人を中心検討を加えてきた。しかし、ホップズの理論が契約を中心に展開されている以上、支配者の側からも契約論上の問題を考えておかなければならなかろう。

例えば、設立国家論において、主権者に推された者が就任を拒否する場合の検討はなされていないし、また獲得国家論においても、征服者などによる締結拒否には触れられていない¹⁾。さらに、原集会出席者のひとりがその集会で主権者に指名される可能性なども検討されていない²⁾。このような興味ある事態はなぜ生じたのか。

ゴールドスミスは、征服者の締結拒否問題に言及して、「多分、これは平等に関する自然法によって斥けられているのだろう」³⁾と推測するが、むしろ上に掲げた三例はすべて、支配者の地位に就くか否かの自由あるいはその検討の機会に対するホップズの無関心を表わしているように思われる。

もちろん、これはホップズが支配者の職を「名誉 *honos* よりは重荷 *onus*」と考えていたからではない⁴⁾。彼は絶対的な支配者権力の樹立という重大な課題をかかえていた。そして、この課題に比して劣る事柄は——論旨の明確化のためにか——しばしばその検討が省かれてしまっている。例えば、継承権⁵⁾、あるいは両親がともに主権者たる場合の子に対する支配者を特定する権限⁶⁾については、ただ自然状態への逆行を防ぐ趣旨からのみ論じているために、臣民の同意などには——契約論でありながら——およそ触れられていないのである。支配者の責任追及の不可能化が求められた際に、各人相互間の契約が案出された例はすでに示された。獲得国家論においては、征服者や父権的存在との直接的な契約関係を——支配者の責任追及に道を開かず——説明する必要から、彼らを当事者としなければならない限度で彼らを当事者として扱うにすぎない理論、つまり承諾拒否を認めることによって、彼らが純然たる——中世の支配契約論上的一方当事者とみられ、責任の追及されることを恐れて、彼らが当事者であるとは人々にできるだけ意識されない構成を求め、申込みがあれば必ず承諾する契約が考え出されたのではなかろうか。

このような創意は、学界の共通理解とは著しく異なる契約概念を生み出した⁷⁾。先に指摘した・契約を双務的にのみ捉えたこともそうであるが、今ここに明らかにされ

ホップズの「獲得国家」について

たのは、「契約」がきわめて一方的性格を帶びており、臣民側の締結するか否かの判断とかかわるだけであり、結局、服従の意欲の表明の言いかえにすぎないことである。また、この「契約」が、個人的性格をもち、元来、集団的行為になじまないことを帰結できるだろう。ホップズは各人相互間での契約を説き、また——獲得国家論において——集団的服従を説いたが、服従するか否かは他人との協議事項などではなく、恐怖を覚えた個人の個人的行為である⁸⁾。そのため、各人の服従の同意という観点からすれば、個別的服従にホップズが説き及んだことはきわめて自然であったといえるだろう⁹⁾。あるいは、この観点からすれば、個別的服従の中にこそ彼の理論の真髓が示されているといえるだろう。原集会への参加が意味したのも、やはりこの一方的性格なのであった。

- 1) 「勝利者は、(生命を助けるという約束をしないのに)、敵がその身をゆだねるとき……かれを助命すべく義務づけられはしない……」(ch. 20, p. 135)との叙述も見られるが、ここは勝利あるいは敗北から直ちに何らの行為もなされずに支配服従関係が生まれるのでなく、明示的な同意が不可欠とされることを強調した一節であって、支配者の締結拒否が扱われているわけではない。
- 2) Warrender, op. cit., p. 134.
- 3) Goldsmith, op. cit., p. 164 n. 74.
- 4) Brutus, Vindiciae contra tyrannos, p. 94, zit. bei Treumann, aaO., S. 60 (訳書73ページ)。
- 5) 繙承権が認められなければ「合議体に統治されている人びとは、任期ごとに、戦争状態に逆もどりしてしまうだろうし、一人の人に統治されている人びとは、その統治者が死ぬやいなや、そうなるであろう」(ch. 19, p. 129)。
- 6) 「もしも、二つの王国の君主である男子と女子のあいだに一人の子供が生まれ、だれがその子供を支配すべきかについて契約するとすれば、支配の権利は、契約によって移転する」(ch. 20, p. 134)。
- 7) J.W. Gough, The Social Contract, 2. ed., Oxford 1957, p. 112 は「ホップズが契約の術語を用いたにもかかわらず、契約論思想の主流からははずれている」ことを指摘している。
- 8) それにもかかわらず集団的行為として説かれたのは、他に先んじて自然権を放棄することが自己破壊に連なる(ch. 14, p. 92 f.)との認識から、自然権の同時放棄を保障するものとしても——支配者の問責問題ともかかわらない箇所のため、双務的な——「契約」が語られているものと思われる。
- 9) Mayer-Tasch, aaO., S. 42 Anm. 35 (訳書92ページ注35)は、「おそらく彼が個別的服従がなされる場合というものに、あまり実際的な意義を認めていなかった……」と記すが、正当とは思われない。

(6)

以上の考察によって、まずホップズがその契約論において人為的構成を貫徹したことが明らかとなるだろう¹⁾。設立国家論の人為性は当初より多数の認めるところであったが、この人為的構成は獲得国家論にも、同じように及んでいる²⁾。彼は力のみによって主権の獲得される事実を充分承知しながら³⁾、獲得国家の説明には——人間の理性に基づく、人為的な——契約論を用いている。そこに強引さがないわけではなかろうが、獲得国家が——平和を求める——全体系からの逸脱などということは全くできないようと思われる。

次には、準国家状態概念を用いた、いわば副次の効果として、それがホップズの抵抗権論を理解するうえに殊のほか有益である点を指摘したい。カール・シュミット⁴⁾によれば、ホップズの国家論では、国家状態と自然状態との二分法が採られているために、抵抗権行使の場が存しないことになる。しかし、権力の存在を認め、それに服することを望みながら具体的為政者に対して行う抵抗は、準国家状態概念を想定したことによって、彼の理論にその場を確保されている。

自然状態という語は——彼自身によってもたびたび混同されているが——事実的な国内の混乱と同義ではない。ことに論理的説明概念として契約論を捉えた際には注意すべきことである。支配者に攻撃を加え、支配者を権力の座からひきずりおろし、支配者が一時期存せずとも、各人が——一般的権力への——服従の意欲をもちつづけるかぎり、つまり國家の解体を望まぬかぎり、それは国家状態から自然状態への復帰ではなく、準国家状態へのわずか一歩ばかりの後退にすぎないといえるだろう。

ホップズの抵抗権を扱うことは、彼自身の名誉を求めてなされるわけでは毛頭ない⁵⁾。彼の理論が個人から出発しながらも、結論においては、個人の自由を全否定しているとの非難が彼に向けられることもあるが、抵抗権論述の可能性はこの攻撃の不當さを示すことにもなるであろう。

- 1) ホップズは「人為的」という語を「理性に基づく」という意味で用いている。 Stephen, op. cit., p. 191 f.
- 2) 獲得国家も「人為的」であることの指摘は、例えば Warrender, op. cit., p. 239. Laird, op. cit., p. 197 は、獲得国家がホップズの考えるより「人為的である」ことを指摘する。また、Tönnies, Die Lehre von den Volksversammlungen und die Urversammlung in Hobbes' Leviathan, S. 20 Anm. は、ホップズの「新しさは、家父長的支配やデスポティッシュな支配ですら、臣下の委任に還元する試み……である」と獲得国家論を評価する。しかし、福田歛一、前掲書112ページは、「論理としての社会契約論をはじめて貫徹したホップスにおいても、その論理的純化の完成を示す『リヴァイアサン』において

ホップズの「獲得国家」について

さえ、なお獲得国家と家父長国家とを認めざるをえなかつた……」と正反対の評価を下している。

- 3) 例えばホップズは「反乱によって主権を獲得する……例についていえば、そういうできごとは起こりうるけれども、それは理性的に期待されうるものではなく、むしろその反対であり、また主権をそのようにして獲得することにより、他の人びとも、同じようにしてそれを獲得することを教えられるが故に、こうしたくわだてが、理性に反することは明らかである」(ch. 15, p. 99)と記している。
- 4) Schmitt, *Der Leviathan in der Staatslehre des Thomas Hobbes*, Hamburg 1938, S. 71 (長尾龍一訳、1972年、78ページ以下)。
- 5) 福田歓一「トマス・ホップスの自由論」国家学会雑誌90巻9・10号、1977年、162ページ。

(ささき たかお 本学講師 法学)